

## ブロック塀の撤去又は建替えを支援します

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震において、倒壊又は危険な状態にあり倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去や、建て替えに要する経費の一部を支援します。

### ◆対象者

対象の危険ブロック塀等の所有者又は住まいをそこにおくもの。

### ◆対象範囲

危険ブロック塀等の応急撤去及び設置に要する費用が対象です。

- (1) 危険ブロック塀等の除却
- (2) 除却後に行う塀又は門柱の設置
- (3) その他市長が認めた撤去及び設置等

### ◆基準額等

危険ブロック塀等の応急撤去及び設置に必要な費用の3分の2とし、1世帯当たりの限度額は以下のとおりです。ただし、必要な費用は、対象となる危険ブロックの総延長(m)に8万円/mを乗じた額を限度とします。限度額を超えた部分は、自己負担となります。

計算式：限度額＝必要な費用(≦8万円/m)×2/3

限度額の上限は以下のとおりです。

- (1) ブロック塀等の撤去のみ 上限10万円
- (2) ブロック塀等の撤去と、その後の設置 上限15万円(※)

※撤去の上限は10万円、設置の上限は5万円となります。

### ◆施工業者

施工業者の指定はありませんので、お知り合いの施工業者等を自由に指定してください。市と施工業者との契約になります。

### ◆提出書類

- 申請書(様式1)
- 施工前の状況が分かる写真(様式2-1)
- 業務見積書(様式3)
- 見積内訳書(施工業者作成)

### ◆留意事項

撤去前・撤去後、設置後の各段階の写真添付は必須です。写真の確認ができない場合は、支払いが受けられない場合があります。